

IV-2. 個別事項と数値目標

【基本姿勢1】 - 補助費等（補助金、負担金等）の見直し

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	5,283	13,613	14,220	14,220	14,780	62,116

補助費等（負担金・補助金等）については、これまでも予算編成方針等に基づき削減を実施してきましたが、さらに、町民ニーズを見極め、その役割や効果を精査し、再度、廃止や統合も視野に入れた見直し（ゼロベースから必要最小限の優先項目の選定：ゼロからの再出発等）を行ないます。

扶助費については、国の社会保障制度改革により、福祉サービスは措置制度から支援制度に転換され、利用者負担についても、無料から有料へ、一律定額負担から応能応益負担へと、その枠組みが変わってきています。

少子高齢化が進展し、要介護者・要保護者が増え続けるため、現在の厳しい財政状況では、行政の責任で行なうべき要介護者・要保護者に対する基本的な施策を最優先とします。こうした基本的な施策を持続的に展開していくために、国及び県の基準を上回るサービスについては、長生郡市内の動向も見極める中で、見直し・廃止などを行ないます。

(1) 補助費等の見直し

ゼロベースからの再出発（必要最小限の優先項目の選定）
 所期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている補助金・負担金
 参加する意義の薄れている諸団体負担金
 社会通念上、過剰と思われるサービスであり、個人や団体自身が負担することが適切
 であると思われる補助金
 国・県補助金と類似の補助金、国・県補助への上乗せ補助金
 効果が得られていない補助金
 補助期間など（終期）の一律施行・設定

【見直しの対象とする補助金費などの検討例】

- ・長南町補助金等交付規則の見直し
- ・区活動費補助金 ・総合収納組合事務費奨励金 ・長寿祝金支給事業補助金
- ・農林業等振興補助金 ・海外交流研修事業補助金 ・こどもの夢を育む事業補助金 など

(2) 扶助費の見直し

高付加的な給付基準の見直し
 国・県の基準に従った所得制限の設定

【見直しの対象とする扶助費の検討例】

- ・重度心身障害者医療費扶助 ・身障者舗装具給付費 ・心身障害者更生援護支援費扶助
- ・長南町結核精神病医療費助成事業 など

【基本姿勢 1】 - 事務事業の重点配分

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	11,988	13,496	15,572	23,688	14,703	79,447

事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性の判断をこれまで以上に徹底し、成果の度合いに基づきその有効性、効率性、優先性を検証しながら、事務事業の適切な選択と重点配分を行ないます。単に削減のみに力点を置くのではなく、優先性、緊急的な事務事業を立案し、スクラップアンドビルドを徹底しながら、そのニーズに適切に対処していくこととします。

【基本姿勢 1】 - 普通建設事業の見直し

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	58,435	47,895	56,970	113,950	277,250

町民にも負担を求めざるを得ない財政状況を踏まえ、道路改良事業などの普通建設事業については、緊急性を要し実施しなければならない事業を除き、改革期間中は、休止・凍結などの措置も念頭に置きながら、事業費の圧縮、事業内容の精査、実施時期の見直しを行ないます。

【国庫補助事業・単独事業】

町民の要請に応える真に緊急性の高い事業を厳選し、前年度予算と比較して、通常ベースで平成18年度以降も、継続して事業規模の縮減を行ないます。

【施設整備費の見直し】

公共施設(中学校を除く)の建替え、大規模改修については、原則として当分の間、凍結します。また、適時・適切な点検や必要最低限の計画的な維持補修等により、施設等の老朽化を防止し、使用年数の長期化を可能な限り、図ります。

(1) 今後予定されている事業についての方針

長南中学校の新設工事

これまでの経過・計画から、凍結は困難であるが、予定どおり実施していくものとします。

(2) 現在、実施中の事業についての方針

現在、実施中の事業については、継続的に実施していくものとするが、今後、他の普通建設事業については、『協働』の考えを取入れながら、最低の水準まで切込み検討して行きます。

1級町道(利根里線)の道路改良工事

3ヵ年計画に計上され重要度の大きさから、県起債事業の今後の動向や事業費の圧縮等、あらゆる手法を検討し、予定どおり実施していくものとします。

ふるさと農道整備事業(須田地区)

【基本姿勢 1】 - 特別会計繰出金の抑制

特別会計における独自収入の確保や事業費及び起債額の抑制と接続率のより一層の向上を図り、特別会計に対する一般会計からの繰出金を抑制します。

また、汚泥肥料などの販売など独自収入案などを模索・検討し出来るだけ通常経費を減らし、歳入面の増大化を図るような手法も考え併せていきます。

【繰出金を抑制する会計】

農業集落排水事業特別会計

【基本姿勢 1】 - 公債費の長期的な抑制

投資的経費の削減のほか、見積もり合わせ等の方法による低利での借り入れを実施し、長期的な公債費の抑制を図ります。

【基本姿勢 1】 - 町有財産の有効活用

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	11,410	14,200	500	500	500	27,110

将来的に公共用地としての利活用の見通しが立たない、また、利用計画の無い土地等について、公共事業用地の代替地に効果的に利用し、処分・売却なども視野に入れる中で、的確に情報等を把握しながら、適正かつ的確な有効利用を図ります。

本町における処分可能な土地の手法（検討項目例）

公有地の有効活用の継続的な検討
町有普通財産（山林・宅地など）の圏央道用地として売却（報恩寺、千手堂地区）
法定外公共物（赤道・青道など）の売却
集团的土地（米満住宅跡地、苗畑など）を民間手法と併せた、土地の有効活用
不動産取引価格の情報収集作業

【基本姿勢 2】 - 人件費の抑制

【期待される効果額】

(単位:千円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	9,837	95,787	62,326	17,752	17,752	203,454

行財政再建にあたっては、補助金等や扶助費の削減、公共事業の見直し・凍結、さらに手数料・使用料等の引き上げなど、町民の皆様にも痛みがともなう厳しい改革を断行せざるを得ないところでありますが、まず、特別職（4役+議員等）をはじめとし、町職員自らも痛みを受けなければなりません。

(1) 常勤の特別職給料のカット

町長をはじめとした常勤の特別職の給料については、平成7年度以降10年間、給料の引き上げを実施せず、凍結してきているところであります。しかしながら、今回、財政状況の逼迫した状況に直面し、町長をはじめとする4役は、首長のリ・ダ・シップを内外に示し、首長等自ら、見直し案として、カット率を約11%～6%（給料月額）として、平成18年4月から平成20年3月までの間、2ヵ年、時限的に実施します。

また、収入役は総務省による地方自治法の改正動向（収入役廃止方針）を見極めながら、助役（副町長）がその事務を兼掌する方向で検討します。

【給料月額・カット率】		(現 行)	(実 施 後)
町 長	11%	788,000円	698,000円
助 役	8%	639,000円	588,000円
収入役	7%	608,000円	565,000円
教育長	6%	577,000円	542,000円

特別職の期末手当も一般職に応じて、削減するものとします（0.7月分）、加算割合20%削減します。

(2) 一般職給料のカット

一般職員の給与については、過去3年間人事院勧告のベースダウン（3.1%）や据え置きによる減額の措置を受けていました。今回、行財政改革による内部管理費の取り組みとして、さらに町独自で全ての職員の給料月額のカットを時限的（2年間）に実施します。

【カット率】	
1級職員（主事補）	1.0%
2級職員（主 事）	1.0%
3級職員（主任主事、副主査）	2.0%
4級職員（係 長）	2.0%
5級職員（主 査）	2.0%
6級職員（補佐、副主幹）	3.0%
7級職員（課長、主幹）	3.0%

その他、期末手当（ボーナス）は0.7月分、及び 役職加算は20%それぞれ削減し、管理職手当は、現行より1%引き下げます。

(3) 職員の新規採用一時停止

平成17年度から平成21年度までの間、退職予定者は20人となっています。それに伴う職員の新規採用については、平成19年度は実施しません。なお、平成20年度以降の職員の新規採用については、状況を考慮しながら対処します。

(4) 職員定数の削減

町社会福祉協議会への出向見直し、現業業務の民間委託、確定申告時の嘱託職員の採用、臨時職員の実態調査、役場組織の再編・見直し等により、職員の削減を目標とする計画的な削減を進めるとともに、事務事業の大幅な見直しに合わせた事業課（建設課と都市計画課など）や教育委員会（幼保一元化形態の再考）などの統合再編（機構改革）も含めた、本庁機能の抜本的な見直しにかかる職員の再配置などを行ないます。

【削減目標】

対象職員（166人）	6.0%（10人削減）
------------	-------------

(5) 早期退職の促進

職員の新陳代謝、定数削減計画の実効性を高めるため、満50歳から満59歳の職員を対象とする退職希望者の募集を行ないます。（ただし、満40歳以上の職員についても、申し出により対象者に加えることとします。）

(6) 議員報酬等の見直し

町議会議員の報酬については、議員提案による自主計画に基づいて見直しを基本に調整を行ってきました。常勤の特別職員の給料と同様、平成7年度以降、10年間、報酬の引き上げを実施せず、凍結してきているところであります。

引き続き、常勤の特別職員や長生郡内の動向を見極めながら、町財源を注視することに基本的な重点を置き、継続的にあらゆる分野で検討を加えていくものとします。

【費用弁償の廃止】

（現 行）	（実 施 後）
費用弁償額 2,000円/日	廃止（0円）

(7) 議員定数の見直し

町議会議員の定数については、報酬同様、議員提案による自主計画に基づいて見直しを基本調整を行い、定数においては現行の18人を2人減の16人として、次回の町議会議員選挙（平成19年4月実施予定）から適用することとします。

【定数削減】	(現 行)	(見直し後)
議員定数	18人	16人

(8) 各種委員会等の経費等見直し

各種審議会、附属機関等の構成人数、費用弁償等について、見直しを基本に調整を行います。また、『長南町附属機関等の設置及び運営等に対する指針』に基づき、公募などの手段で幅広い意見を取り入れ、その運用方針に積極的に努めるものとします。

【基本姿勢2】 - 【第3次】定員適正化計画の策定

【期待される効果額】

(単位:千円)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	28,000	22,000	22,000	30,000	102,000

定員適正化計画については、第2次行政改革大綱・第2次行政改革実施計画書に基づき、平成14年度に【第2次】定員適正化計画書（5か年計画書：平成14年度から平成18年度）を策定したところであります。しかしながら、定員モデルの改定（第8次定員モデル【町村分】）を踏まえ、過去5年間の全国的な実績（4.6%の純減：平成11年から平成16年）も考慮しつつ、今後は市町村合併の進展、電子自治体の推進、民間委託（アウトソーシング）等、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数などについても、詳細に調査・分析し、【第3次】定員適正化計画書（5か年計画書：平成18年度から平成22年度）を策定するものとします。

【附属編(2).....個別編(別冊)1に掲載】

【基本姿勢3】 - 外部委託の見直し

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	-	-	-	4,583	4,583

事務事業、給食業務及びガス事業等の外部委託などの手法を推進・検討し、多様な主体が公益事業関係担うことにより、行政のスリム化を図るとともに、町民サービスの向上を図ります。

初年度（初期）の段階で詳細を検討し、後期から順次、外部委託を進めます。

【外部委託の検討例】

給食業務全般

外部委託については、事務的な委託を示すものではなく、給食の配送業務など、ある程度、規模が大きく完成された行政サービスを意味し、内部的な小さな業務委託を外部委託とはここでは解釈しない。

【基本姿勢3】 - 外郭団体等の関与のあり方の見直し

団体の運営の活性化・効率化、事務事業の整理合理化、組織の簡素化、自主財源の確保等、団体自らの改革を求めます。町からの業務派遣職員を見直すとともに、団体の嘱託職員を常時、適切に活用して人件費の有効利用を求めます。

【対象とする団体】

長南町社会福祉協議会

『外郭団体』の定義については、市町村レベルで該当するものは、（財）土地開発公社、第3セクタなどが該当し、当町においては、（財）長南町南部開発公社長南支部及び（社）長南町社会福祉協議会が該当する。

【基本姿勢3】 - 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、『町個人情報保護条例』の趣旨を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用を国及び県の動向に合わせながら、積極的に取り組んでいくものとします。

(1) LGWAN(総合行政ネットワーク)の利活用

LGWANのメリットは、行政事務の効率化・迅速化（LGWANメール、LGWAN文書交換システム）、重複投資の抑制、住民サービスの向上などが掲げられます。

特に、住民生活に必要な行政情報の提供や申請・届出の手続きの電子化等、国と地方公共団体を通じた一体化された行政サービスが期待され、行政側の受付オンラインシステムによる、国税庁の国税電子申告・納税システム、旅券（パスポート）申請、年金関係手続き、電子入札等の普及・促

進、また経費節減を考慮した共同アウトソーシングを国や県の動向を見据え、対応・検討していくものとします。

【基本姿勢3】 - 指定管理者制度の検討

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	63	63	63	63	252

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費等の削減を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行なわせる制度。

平成15年6月『地方自治法第244条の2』が一部改正され、同年9月施行。

法改正前は、【公の施設の管理】については、地方自治体の出資法人等に限定して委託できたが、法改正後は地方自治体が指定する指定管理者に管理を移行させる『指定管理者制度』に移行されることになった。

これにより、財団や公社などの公共団体に委託されていた公の施設の管理が、自治体の指定さえあれば、民間事業者が管理を代行できることになった。

今後、平成18年9月1日までに、自治体の直営施設にするか、『指定管理者制度』に移行するかを選択を検討し、導入の場合は条例改正をすることなどにより、対応していくものとします。

ただし、法施行後においても、集中改革プラン期間中に、引き続き、協議・検討を重ね、『指定管理者制度』に移行される状況が醸成された場合、適宜、親条例との整合性を図りながら、施設ごとに個別条例を整備していきます。

【基本姿勢4】 - 使用料、手数料等の適正化

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	1,170	7,581	7,581	7,581	23,913

実質的な収支バランスを欠いた現状では、歳出の削減だけで行財政再建はできません。併せて、自主財源の確保に向けた最大限の取り組みを行ないます。

最近改正されていない、使用料・手数料等については、社会情勢に照らし、原価計算や受益者負担の原則に基づき、適正化を図ります。

(1) 農業集落排水等の使用料の見直し

農業集落排水事業の使用料については、一般会計からの繰出金を抑制し、農業集落排水事業使用料の改定を含んだ総合的な見直しを行ないます。

(2) その他の使用料、手数料等の見直し

長年見直されず、近隣の市町村と比較して著しく低い使用料、手数料等や大幅にコストを下回っている手数料等について見直しを行ないます。(今後、5年以内に収支の見直しを行い、周知期間を含め期間内の実施を目指します。

【主な見直しの対象】

- 長南町社会教育施設
- 町民バス運行費負担の見直し
- 各種証明手数料の見直し

(3) 減免基準の見直し

公共施設の使用料について、運動施設(町陸上競技場、町営体育館等)や中央公民館施設や農村環境改善センター使用料等を中心として、特に減免基準の見直しを行なう必要があります。

これらの施設使用料については、使用料と減免基準を総合的に見直し、【受益者負担の原則】に沿っているか、改めて原点に立ち戻り、すべての公共施設の減免基準の見直しを行ないます。

(4) 町単独上乗せ補助と国の基準への適合・整合

合併浄化槽の補助金、保育料、『夢をはぐくむ事業』など、町財政に影響を与える内容が重大化しつつあるので、統廃合を踏まえ、この5年間の中で適合性・整合性を考慮して十分な見直しを行なう必要性に迫られています。

【基本姿勢 4】 - 町税等の徴収率の向上

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	370	2,170	2,170	2,170	6,880

町税等の徴収率は、平成16年度決算で、現年度分と滞納繰越分をあわせて、町税については91.1%（現年度98.6%、滞納繰越39.3%）、国民健康保健税については83.7%（現年度94.8%、滞納繰越16.0%）となっています。

このままでは、町民の納税意欲に影響を及ぼし、税負担の公平性の観点からも、滞納繰越分の更なる徴収率の向上に努め、現年度分と同様に徴収強化に取り組みます。

口座振替納付済通知書の廃止の検討

町税の納期前納付報奨金の縮減廃止の検討

管理職員全体での徴収体制の強化・充実

滞納整理の強化

早期催促、個別訪問、納税相談の強化、高額滞納者に対する徴収強化（法的処分の強化）、口座振替制度の定着化など

【基本姿勢 4】 - 公社・ガス事業等の経営健全化

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	-	-	-	30,000	30,000

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、財団法人南部開発公社・長南支部だけでなく全体の経営改善、廃止等も視野に入れ、積極的に取り組みます。

財政収支見通し計画（シミュレーション）を立案し、経営改善が極めて困難とされる場合、長年の懸案事項でもあるので、法的整理を含めて抜本的な見直しを早急にするものとする。

その際には、町は、出資の範囲内の負担、損出補償契約等に基づく負担を負うことが原則であり、現時点までの状況を踏まえ、過度の負担を負うことが無いよう留意するものとする。

地方公営企業関係については、平成16年総務省通達に基づき、公的サービスの多様化や規制緩和の進展などに伴い、事業の自立性強化と経営の活性化を図るべく『中期経営計画書』を策定し、経営改革を推進していくものとします。

【附属編(2).....個別編(別冊)2及び3に掲載】

財団法人長生郡南部開発公社（長南支部）

町ガス事業

農業集落排水事業

笠森霊園事業

【基本姿勢5】 - 地域協働の検討・推進

【期待される効果額】

(単位:千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	-	556	556	556	556	2,224

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民グループなどの多様な団体による主体が、公共的サービスの提供を行なおうとする取り組みについて、それぞれの地域の実情に応じ、積極的に推進するものとします。

まず、地域づくりに大切なことは、『地域住民の手によって行なわれる』ことが重要であり、住民自身が地域のことを考え、身近なことから、防犯、災害など、さまざまな分野において住民同士が協力しあい、お互いの自主性を尊重しあいながら、地域のことを自身で解決し、行政は支援する体制を確立し、行政主導から民間主導への新しい流れの潮流に弾力的に対応していくことが、重要となってきています。

(1)活動主体の発見・誘導・協力

活動主体を発見・誘導し、援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置、まちづくり協議会や自治区等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力を図っていきます。

(2)住民への浸透・強化促進

『協働』は、【地域の力】であり、その発生した原動力・活動内容を支援していくのが行政であることから、引き続き、地域の自主活動の強化・促進を推進していくため、広報ちょうなんやインターネットなどの情報発信・他の活動の紹介など住民への一層の浸透、各種分野の掘り起しに努めていくものとします。

【活動内容】

環境美化運動

交通安全運動

防犯活動の取り組み など